

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

本公告に記載の工事は、技術提案を共通化できる2件の工事を対象に、一括して公告し、審査を実施する工事である。

本件の入札にあたっては、電子入札システムにおいて2件の工事が別々に案件登録されているので、複数の工事に参加を希望する場合は、参加を希望する工事毎に申請書の提出及び入札が必要である。

申請等の受付は、土曜日、日曜日及び祝日等（行政機関の休日に関する法律第1条に規定する行政機関の休日）を除く、午前9時から午後6時（電子入札の場合）。又は、午前9時15分から午後6時（紙入札の場合（下記4.（1）の担当部局の受付時間））とする。ただし、申請期限等の最終日の受付時間は、電子・紙入札ともに別表1のとおりとする。

令和6年7月3日

支出負担行為担当官

東北地方整備局長 西村 拓

◎調達機関番号 020 ◎所在地番号 04

1. 工事概要

- (1) 品目分類番号 41
- (2) 工事名 ①工事 国道7号 水田地区上部工工事（以下「①工事」という。）
②工事 国道7号 上鍛冶田地区上部工工事（以下「②工事」という。）
（①工事、②工事いずれも電子入札対象案件及び電子契約対象案件）
- (3) 工事場所 ①工事 山形県飽海郡遊佐町直世字上鍛冶田～飽海郡遊佐町直世字水田 地内
②工事 山形県飽海郡遊佐町直世字谷地田～飽海郡遊佐町直世字上鍛冶田 地内
- (4) 工事内容 ①工事 吹浦高架橋（5ブロック）：鋼4径間連続箱桁 橋長L＝288.0m
工場製作工 1式、
鋼橋架設工（クレーンベント架設＋吊上げ架設） 1式、
橋梁付属物工 1式
②工事 吹浦高架橋（4ブロック）：鋼4径間連続箱桁 橋長L＝270.0m
工場製作工 1式、鋼橋架設工（クレーンベント架設） 1式、
橋梁付属物工 1式
- (5) 工期 ①工事 工期：契約締結日の翌日から令和8年7月6日まで
②工事 工期：契約締結日の翌日から令和8年5月11日まで
- (6) 使用する主要な資機材 ①工事 鋼材：1,300t
②工事 鋼材：1,100t
- (7) 工事実施形態

本工事における工事実施形態は下記のとおりとする。

- ① 本工事は、技術提案の指定項目において、「品質保持及び耐久性確保等に関する技術提案」項目に加えて、「ICT活用等による生産性向上に資する技術提案」を求める指定項目とする試行対象工事である。
- ② 本工事は、総価契約単価合意方式の対象工事である。
- ③ 本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（技術提案評価型（S型））の適用工事である。
- ④ 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
- ⑤ 本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後VE方式の試行工事である。
- ⑥ 本工事は、現場経験の少ない技術者の技術力向上を図るため、主任技術者又は監理技術者を専任で補助する技術者（以下「専任補助者」という。）を配置することができる試行工事である。
- ⑦ 本工事は、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事標準積算基準書の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する試行工事である。
- ⑧ 本工事は、地域外（遠隔地）からの建設資材等の調達に係る費用について、支払実績により設計変更を実施する試行工事である。
- ⑨ 本工事において主任技術者を配置する場合、密接な関係のある二以上の工事を同一の建設業者が近接した場所（相互の間隔が10km程度）において施工するものについては、同一の専任の主任技術者がこれらの工事を管理することができるものとする。
- ⑩ 本工事は、土木工事標準積算基準書に定める局特別調査（臨時調査）及び見積徴収結果に基づき、資材単価及び歩掛について当該情報の提供を行う試行工事である。

ただし、提供を行う資材単価は、当該工事における主たる資材とし、質問回答期限内にとりまとまっているものに限る。
- ⑪ ①工事は、直接工事費の一部について、見積りの提出を求める「見積活用方式」の試行工事である。

①工事は、直接工事費の「吊上げ設備の組立・解体」「油圧装置による吊上げ架設」に係わるものについて、見積書の提出を求め、予定価格作成の為の参考とする工事である。

見積採用にあたっては、見積単価（歩掛・材料単価・機械経費（賃料等）等）を採用することとし、労務単価については、公共工事設計労務単価を採用する。また、採用した見積単価（歩掛）については、競争参加資格の有無の結果の通知をした日に電子入札システムにより配布を行う。

また、増工工種の見積活用については、主任監督員が指示した見積条件明示書に対して、見積もり及びその妥当性を証明する資料が提出され、妥当性が確認されれば、変更協議を行うことができるものとする。

なお、採用する見積により設計数量に変更が生じることがある。

また、見積書の作成費用は、作成者負担とする。
- ⑫ 本工事は、国土交通省が提唱するi-Constructionに基づき、ICTの全面的活用を図るため、受注者の提案・協議により、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び

工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について3次元データを活用するICT活用工事（構造物工(橋梁上部)【施工者希望Ⅱ型】）の対象工事である。

- ⑬ 本工事は、BIM/CIM活用工事（発注者指定型）の対象工事である。
 - ⑭ 本工事は、週休2日を推進するため、月単位の週休2日の現場閉所を実施する試行工事である。
 - ⑮ 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正をする試行工事である。
 - ⑯ 本工事は、国土交通省が提唱するi-Constructionに基づき、新技術を活用する工事である。
 - ⑰ 本工事は、受注者の発案による施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取組を推進する「生産性向上チャレンジ」の試行対象工事である。
 - ⑱ 本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者の配置は認めない。
 - ⑲ 本工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う工事である。
- (8) 本工事は、資料の提出、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたい者は、支出負担行為担当官の承諾を得て紙入札方式に代えることができるものとする。
- (9) 本工事は、契約手続きに係る書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象工事である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、支出負担行為担当官の承諾を得て紙契約方式に代えることができるものとする。

2. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 東北地方整備局における鋼橋上部工事に係る令和5・6年度一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、東北地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 平成21年4月1日以降に、発注者から直接請け負った者（以下「元請け」という。）として完成・引渡し完了した、下記①の要件を満たす工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。なお、乙型共同企業体の実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）。また、経常建設共同企業体（甲型）にあっては、代表者を含む構成員のいずれかが下記①の実績を有すること。
 - ① 鋼橋上部工事で、次の(a)から(d)の要件を満たす施工実績。
 - (a) 道路橋（A活荷重以上）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く。）であること。
 - (b) 橋梁形式が鉸桁橋及び単純箱桁橋を除く鋼橋の新設工事であること。なお、鋼床版鉸桁橋並びに単純鋼床版箱桁橋は施工実績としてよい。

(c)最大支間長が55m以上であること。

(d)施工実績が適切なものであること。

ただし、(a)から(d)は同一橋梁での施工実績であること。

適切なものとは、過失による粗雑工事に起因した指名停止、契約違反に起因した指名停止を受けていないなど、不正又は不誠実な行為がなされたものではないこと。

また、上記(a)から(c)の施工実績が大臣官房官庁営繕部、各地方整備局、北海道開発局及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部の発注した工事（いずれも港湾空港関係及び農林水産関係を除く。以下「大臣官房官庁営繕部、各地方整備局、北海道開発局及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注工事」という。）である場合は、工事成績評定点が65点未満のものではないこと。

ただし、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）の提出期限の日までに工事成績評定点の通知がされていない工事の施工実績を提出する場合は、上記(d)「施工実績が適切なものであること。」を満たすとともに工事事故による指名停止を受けていない工事の施工実績に限り参加資格を認める。

(5) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に配置できること。専任の要否は関係法令による。

また、本工事の工場製作のみが行われている期間は、主任技術者又は監理技術者の専任は要しないが、工場から現地へ工事の現場が移行する時点からは、主任技術者又は監理技術者を専任で配置できるものでなければならない。

なお、本公告において申請できる技術者は上限2名とする（上記1. で記載した複数の工事に参加を希望する場合でも申請できる技術者は上限2名とする。）。

① 土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

② 平成21年4月1日以降に、元請けとして完成・引渡し完了した、下記(ア)の要件を満たす工事の施工経験を有する者であること。

甲型又は乙型の共同企業体構成員の技術者として従事した施工経験については、共同企業体構成員が以下のいずれかに該当するものに限る。

- ・甲型共同企業体については、構成員の出資比率が20%以上であること。
- ・乙型共同企業体については、構成員が施工を行った分担工事のものであること。

(ア) 鋼橋上部工事で、次の(a)から(d)の要件を満たす施工経験。

(a)道路橋（A活荷重以上）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く。）であること。

(b)橋梁形式が鈹桁橋及び単純箱桁橋を除く鋼橋の新設工事であること。なお、鋼床版鈹桁橋並びに単純鋼床版箱桁橋は施工経験としてよい。

(c)最大支間長が55m以上であること。

(d)施工経験が適切なものであること。

ただし、(a)から(d)は同一橋梁での施工経験であること。

また、施工経験として提出した工事の全工期（準備・後片付け期間は除く）に従事していること（架設工事における配置予定技術者は架設工事全期間に従事していること。）。

適切なものとは、過失による粗雑工事に起因した指名停止、契約違反に起因した指名停止を受けていないなど、不正又は不誠実な行為がなされたものではないこと。

また、上記(a)から(c)の施工経験が大臣官房官庁営繕部、各地方整備局、北海道開発局

及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注工事である場合は、工事成績評定点が65点未満のものではないこと。

ただし、申請書及び確認資料の提出期限の日までに工事成績評定点の通知がされていない工事の施工経験を提出する場合は、上記(d)「施工経験が適切なものであること。」を満たすとともに工事事務による指名停止を受けていない工事の施工経験に限り参加資格を認める。

(イ) 専任補助者を配置する場合の(ア)に代わる施工経験（代要件）

専任補助者を配置する場合の、主任技術者又は監理技術者が満たさなければならない上記(ア)に代わる施工経験（代要件）は、工事種別が上記2.(2)に示す「鋼橋上部工事」とする。

- ③ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証（監理技術者講習修了履歴）を有する者であること。
- ④ 主任技術者の資格については、関係法令及び共通仕様書等に加え、登録基幹技能者講習修了証を有する者も要件を満たすものとする。
- ⑤ 単体企業にあつては、上記①及び②の要件を満たしている主任技術者又は監理技術者を配置できること。

經常建設共同企業体（甲型）も申請できる技術者は上限2名であるが、受注した際には全ての構成員が主任技術者又は監理技術者を本工事に配置できることとし、代表者を含む構成員のいずれか1社の技術者が上記①及び②の要件を満たしていること。

なお、監理技術者の場合は上記③の要件についても満たしていること。

- (6) 申請書及び確認資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。
- (7) 上記1. に示した工事に係る設計業務等の受託者でないこと。又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (8) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (9) 經常建設共同企業体（甲型）にあつては、全ての構成員が、(1)、(6)の要件を満たしていること。
- (10) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずる者として、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (11) 本入札公告に記載の複数の工事に参加を希望する場合でも、技術提案は各工事に共通なものとし、工事毎に異なる技術提案をした場合は欠格とする。

3. 総合評価に関する事項

(1) 評価項目

本工事の総合評価は、次の③の技術提案を受け付け、①から③と価格を総合的に評価して落札者を決定するものとする。

- ① 施工体制（品質確保の実効性、施工体制確保の確実性）
- ② 賃上げの実施に関する評価
- ③ 技術提案（本公告に記載の複数の工事において共通の技術提案）

指定テーマ1 : 2工事に共通する品質保持及び耐久性確保について配慮すべき事項

指定テーマ2 : 2工事に共通するICT活用等による生産性向上に資する事項

(2) 総合評価の方法

① 標準点

本工事について、入札説明書に記載された要求要件を実現できると認められる者に標準点100点を与える。

② 施工体制評価点及び加算点

入札価格及び技術資料（上記(1)②及び③。以下「技術資料」という。）の内容に応じ、上記(1)①の評価を行い施工体制評価点を与え、また技術資料の評価項目毎に評価を行い、加算点を与える。なお、施工体制評価点の最高点数は30点、加算点の最高点数は64点とする。

③ 入札価格及び技術資料に係る総合評価

標準点と施工体制評価点及び加算点の合計を入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

(3) 落札者の決定方法

① 入札参加者は、価格及び技術提案をもって入札をし、次の各要件に該当する者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。

(ア) 入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。

なお、予定価格は、設計図面及び設計図書に基づき算出し、総合評価管理費は含まない。

(イ) 評価値が、標準点（100点）を予定価格で除した数値を下回らないこと。

② 上記において、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、くじを行い、落札者を決める。

4. 入札手続等

(1) 担当部局

〒980-8602 宮城県仙台市青葉区本町3丁目3番1号 仙台合同庁舎B棟
国土交通省 東北地方整備局 総務部契約課 契約第一係
電話 022-225-2171(代) 内線 2526

(2) 入札説明書の交付期間及び方法

入札説明書を電子入札システムにより交付する（電子入札システムの調達案件一覧中、本案件の「登録文書一覧」欄から、ダウンロードすること。）。

交付期間は、別表1. ①に示す期間。

ただし、やむを得ない事由により、上記交付方法による入手ができない入札参加者は上記(1)の担当部局へその旨申し出ること。

(3) 申請書及び確認資料の提出期限、場所及び方法

申請書及び確認資料は、別表1. ②に示す期日までに、電子入札システムにより提出すること。なお、紙入札方式の場合は上記(1)に持参、郵送（書留郵便に限る。提出期限必着。以下同様。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期限必着。以下同様。）により提出することもできる。

なお本入札公告の複数の工事に参加希望する場合の申請書は、希望する工事毎に提出すること。さらに確認資料は、参加を希望するいずれか1件の工事にまとめて添付すればよいが、確

認資料を添付しない他の工事には、入札説明書で示す様式を確認資料に代えて添付すること（詳細は入札説明書による。）。

(4) 見積書の提出

積算に反映させるための見積書を下記に従い提出すること。

- ① 期間：別表 1. ②' に示す期間。
- ② 場所：上記(1)に同じ。
- ③ 方法：電子メールにより提出すること。なお、電子メールによる提出先メールアドレスは、入札説明書による。
また、電子メールにて提出した後、提出者の記名・代表者印を押印した見積書を持参、郵送又は託送により提出すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札の方法

入札の締切は、別表 1. ③に示す期日。入札は原則として電子入札システムにより行うこと。なお、紙入札方式の場合は上記(1)の担当部局に持参、郵送又は託送により提出すること。

開札は、別表 1. ④に示す日時に東北地方整備局入札室にて行う。

(6) 入札保証金の納付等に係る書類の提出期間、場所及び方法

- ① 期間 別表 1. ⑤に示す期間。
- ② 場所 上記(1)に同じ。
- ③ 方法 持参、郵送又は託送により提出すること。

5. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

- ① 入札保証金（希望する工事毎に納付等又は入札保証保険契約の締結等が必要）

納付（保管金の取扱店 日本銀行青葉通代理店（七十七銀行本店））。

ただし、利付国債の提供（取扱官庁 東北地方整備局）又は銀行等の保証（取扱官庁 東北地方整備局）をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、入札保証保険契約の締結を行い又は契約保証の予約を受けた場合は、入札保証金を免除する。

- ② 契約保証金 納付（保管金の取扱店 日本銀行青葉通代理店（七十七銀行本店））。

ただし、利付国債の提供（保管有価証券の取扱店 日本銀行仙台支店）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁 東北地方整備局）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

(3) 入札の無効

- ① 入札期限までに入札参加者の代表者又は代理権限のある名義人の I C カードにより、電子入札システムから本工事の入札説明書及び全ての配布資料をダウンロードしない者又は支出負担行為担当官の指定する方法（C D - R 等による貸与等）での交付を受けない者のした入札は無効とする。

- ② 競争参加資格のない者のした入札、申請書及び確認資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 落札者の決定方法

- ① 落札者は、上記3. に定めるところに従い評価値の最も高い者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により本契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その限りではない。
- ② 落札決定の通知は同日に以下の順番で行う。
- 一番目通知工事「①工事」
 - 二番目通知工事「②工事」
- (5) 配置予定技術者等の確認 落札者決定後、CORINS等により配置予定技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請書及び確認資料の差し替えは認められない。
- (6) 専任の主任技術者（又は監理技術者）の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、主任技術者（又は監理技術者）とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。
- (7) 契約締結後の技術提案 契約締結後、受注者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、提案することができる。提案が適切と認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められる場合には請負代金額の変更を行うものとする。なお、入札時のVE提案の範囲となっている提案事項については、契約締結後の技術提案の対象外とする。
- (8) 手続における交渉の有無 無。
- (9) 契約書作成の要否 要。
- (10) 本工事に直接関連する他の工事の請負契約を本工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無。
- (11) 施工体制確認のためのヒアリング及びヒアリングに際して追加資料の提出を必要に応じて行う。
- (12) 関連情報を入手するための照会窓口 上記4. (1)に同じ。
- (13) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加
- 上記2. (2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記4. (3)により申請書及び確認資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時に於いて、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
- 当該一般競争参加資格の認定に係る申請は、「競争参加者の資格に関する公示」（令和6年3月29日付け国土交通省大臣官房会計課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長公示）別記に掲げる当該者（当該者が経常建設共同企業体である場合には、その代表者。）の本店所在地（日本国内に本店がない場合には、日本国内の主たる営業所の所在地。以下同じ。）の区分に応じ、同別記に定める提出場所において、随時受け付ける。また、当該者が申請書及び確認資料を提出したときに限り、東北地方整備局総務部契約課（〒980-8602 宮城県仙台市青葉区本町3丁目3番1号 仙台合同庁舎B棟 電話022-225-2171）においても当該一般競争参加資格の認定に係る申請を受け付ける。
- (14) 本公告における内容の詳細については、入札説明書による。

6. Summary

- (1) Official in charge of disbursement of the procuring entity : Taku Nishimura Director General of Tohoku Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
- (2) Classification of the services to be procured : 41
- (3) Subject matter of the contract :
 - ① Construction work of the Superstructure of Steel Mizuta Area in Route7
 - ② Construction work of the Superstructure of Steel Kamikazita Area in Route7
- (4) Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 0:00 P.M. 20 August 2024
- (5) Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 3:00 P.M. 12 December 2024 (tenders brought with 3:00 P.M. 12 December 2024 or submitted by mail 3:00 P.M. 12 December 2024)
- (6) Contact point for tender documentation : Contract Division, Tohoku Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 3-3-1 Honcho Aoba-ku, Sendai-shi, Miyagi-ken, 980-8602 Japan TEL 022-225-2171 ex.2526

別表 1. 本入札手続きに係る期間等

申請等の受付は、土曜日、日曜日及び祝日等（行政機関の休日に関する法律第 1 条に規定する行政機関の休日）を除く、午前 9 時から午後 6 時（電子入札の場合）。又は、午前 9 時15分から午後 6 時（紙入札の場合（上記 4. (1)の担当部局の受付時間））とする。ただし、申請期限等の最終日の受付時間は、電子・紙入札ともに次のとおりとする。

①	入札説明書の交付期間	公告の日から 令和 6 年12月12日午後 3 時まで
②	申請書等の提出期限	令和 6 年 8 月20日正午まで
②'	見積書の提出期間（①工事）	令和 6 年 9 月27日から 令和 6 年10月 1 日午後 3 時まで
③	入札の締切	令和 6 年12月12日午後 3 時まで
④	開札日時	令和 6 年12月20日
	①工事 国道7号 水田地区上部工工事	午前10時30分
	②工事 国道7号 上鍛冶田地区上部工工事	午後 3 時00分
⑤	入札保証金の納付等に係る書類の提出期間	競争参加資格確認通知の翌日から入札締切の日まで（利付国債の提供の場合は、令和 6 年 11月26日まで）